

第2次
光市環境基本計画

HIKARI Basic Environmental Plan

2013-2022

第1章

計画の基本的事項

茶臼山からの展望



1	環境問題の動向	2
2	計画改定の背景	5
3	計画の位置付け	8
4	計画の期間	8
5	計画の対象となる主体及び範囲	8
6	計画の構成	9

1 環境問題の動向

(1) 地球規模の環境問題の拡大

20世紀は、科学技術と産業が発展を遂げた一方で、資源の大量消費が進んだため、世界各地で自然破壊や環境汚染が深刻化し「環境破壊の世紀」とも言われています。

アメリカを中心とした経済成長の時代を迎える中で、環境問題に対する社会の意識が高まり、1980年代にはオゾン層の保護に関する国連の取組みが始まるなど、地球規模で広がる様々な環境問題が注目を集めるようになりました。1990年代からは、各国の経済が連動し、世界経済が拡大するグローバル化が進みましたが、それとともに環境への負荷やその影響も世界の人々が共有するものとなり、地球規模の環境問題としての危機感が高まってきました。

こうした中、国際的にみると、特に地球温暖化対策に関して大きな動きがありました。平成17年に京都議定書が発効され、平成24年までの第1約束期間での温室効果ガス削減目標のため、各国で地球温暖化対策が進められています。これに伴い、環境ビジネスの成長や、自然エネルギーの導入促進、カーボン・オフセットの取組みの拡大などの動きがありました。国内でも、「京都議定書目標達成計画」の策定や地球温暖化対策推進法の改正などの法整備が行われるとともに、自主参加型国内排出量取引制度の開始、地球温暖化対策に向けた国民運動である「チーム・マイナス6%」などがスタートし、第1約束期間での温室効果ガス削減目標である平成2年比6%削減に向けた取組みが進みました。また、平成21年には、国連気候変動サミットにおいて、日本の温室効果ガス排出量を平成32年までに平成2年比25%削減することを表明し、これまでの「チーム・マイナス6%」から「チャレンジ25キャンペーン」に生まれ変わり、新たな取組みを展開しており、平成22年度の日本の温室効果ガス排出量は平成2年比0.3%減の結果となっています。

地球温暖化対策以外では、各種法改正や「環境教育等促進法」の施行のほか、「21世紀環境立国戦略」、「第2次循環型社会形成推進基本計画」「生物多様性国家戦略2012-2020」の策定など、環境保全に関わる取組みの見直しや新たな取組みの推進が図られています。

（２）日本の環境政策の方向

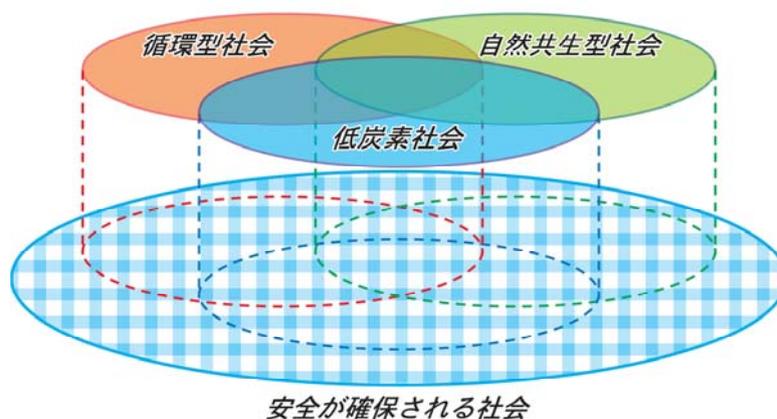
国際的な地球環境問題や国内の多様な課題に対応するため、国は、環境保全の理念や責務などを定めた「環境基本法」を平成5年に制定、翌6年には環境に対する認識と政策の方向性を示す環境基本計画を閣議決定し、「循環」「共生」「参加」「国際的取組」を我が国の長期的な目標と決めました。以降、平成12年には第二次環境基本計画、平成18年には第三次環境基本計画を策定しました。平成19年には、温室効果ガスの排出削減を目指す「低炭素社会」、自然生態系の保全を目指す「自然共生社会」、廃棄物処理と資源リサイクル制度を目指す「循環型社会」という3つの社会像に向けた統合的な取組みにより、持続可能な社会の実現を目指す「21世紀環境立国戦略」を策定しました。

さらに、平成23年3月の東日本大震災を契機に、エネルギー政策は大きな転換期を迎えており、省エネルギーや自然エネルギーの推進など、その見直しが議論されています。

こうした中、平成24年には第四次環境基本計画を策定し、環境行政の究極目標である持続可能な社会は、「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、震災を踏まえて「安全」がその基盤として確保される社会であると位置付けました。

こうした国の動きを受けて、全国各地の自治体では、地方行政の立場から様々な環境政策を推進するため、環境基本計画をはじめとした計画や指針などを策定しています。

持続可能な社会のイメージ



参考：第四次環境基本計画

(3) 環境問題に対する近年の各種法制度、社会制度の整備

年	自然共生社会関連	低炭素社会関連	循環型社会関連	その他生活環境等
H15	<ul style="list-style-type: none"> 自然再生推進法施行 改正鳥獣保護法（生物多様性確保）施行 		<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会形成推進基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> 土壤汚染対策法施行
H16				<ul style="list-style-type: none"> 環境教育推進法施行
H17	<ul style="list-style-type: none"> 外来生物法施行 	<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書発効 チーム・マイナス6%運動開始 京都議定書目標達成計画策定 		<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮促進法施行 景観法施行
H18	第三次環境基本計画策定			
		<ul style="list-style-type: none"> バイオマス・ニッポン総合戦略改定 		<ul style="list-style-type: none"> 改正大気汚染防止法施行
H19	21世紀環境立国戦略策定			
	<ul style="list-style-type: none"> 第三次生物多様性国家戦略策定 	<ul style="list-style-type: none"> グリーン契約法施行 エネルギー基本計画第一次改定 	<ul style="list-style-type: none"> 改正フロン回収破壊法施行 	
H20	<ul style="list-style-type: none"> エコツアーリズム推進法施行 生物多様性基本法施行 	<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書目標達成計画改定 低炭素社会づくり行動計画策定 農林漁業バイオ燃料法施行 	<ul style="list-style-type: none"> 第2次循環型社会形成推進基本計画策定 	
H21		<ul style="list-style-type: none"> 改正温暖化対策推進法施行 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸漂着物処理推進法施行 	<ul style="list-style-type: none"> 微小粒子状物質に係る環境基準告示
H22	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性国家戦略2010策定 生物多様性条約第10回締約国会議名古屋開催 	<ul style="list-style-type: none"> チャレンジ25キャンペーン運動開始 改正省エネ法施行 エネルギー基本計画第二次改定 		<ul style="list-style-type: none"> 改正土壤汚染対策法施行
H23				<ul style="list-style-type: none"> 改正大気汚染防止法施行
H24	第四次環境基本計画策定			
	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性国家戦略2012-2020策定 			<ul style="list-style-type: none"> 環境教育等促進法施行

2 計画改定の背景

本市では、森や山、川、海の調和の取れた自然環境を守り育てるため、平成18年3月に「自然敬愛都市宣言」を行うとともに、平成19年4月に、自然敬愛の理念を踏まえた「光市環境基本条例」を施行しました。また、自然敬愛の精神と光市環境基本条例の理念に基づいた環境施策を総合的かつ計画的に推進し、豊かな自然環境を後世に引き継ぐため、平成20年3月に「光市環境基本計画」を策定し、その将来像「人と自然がきらめく美しいまち ふるさと“ひかり”」の実現に向けて、様々な施策を展開しています。

しかし、近年、環境問題は地球温暖化問題をはじめとして、地域規模から地球規模まで年々複雑化・多様化するとともに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を機に、以前にも増して自然エネルギーや省エネルギーに関する取組みを行う意識が醸成され、さらには自然との共生も国民的な課題になっています。

こうした中、平成24年3月に策定した光市総合計画後期基本計画では、“自然敬愛都市宣言”の理念をまちづくりの基本の一つに掲げており、その実現のために、市民・事業者・市が協働して取り組む課題を明確にし、それぞれの主体の役割分担と市民の目線に立った取組みを進めることとしています。

このような状況を踏まえ、平成24年度に計画の終期を迎える「光市環境基本計画」を見直し、新たな課題や社会情勢の変化に対応するための「第2次光市環境基本計画」を策定することとしました。



光市自然敬愛都市宣言

～美しく すばらしい自然を次世代へ～

わたくしたちのまち光市は、白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸、市民や水鳥の憩いの場である島田川、また、原生樹林のある峨嵋山や神籠石のある石城山など、古来から先人たちが守り育ててきた水や緑の豊かな自然を有し、今日まで、はかりしれない多くの恵みを受け、健康で文化的な生活を築いてきました。しかし、現代社会がもたらした地球環境の悪化は、わたくしたちにとって、緑や生態系の破壊、異常気象など重大な問題を生じさせています。

わたくしたちは、こうした問題を深刻に受け止め、山や川、海の多様な生物の生態系保全とともに、自然と共生できる社会の実現に努める必要があります。そして、わたくしたち市民一人ひとりが光市の財産であるふるさとの豊かな自然環境を守り育て、次世代へ引き継がなくてはなりません。

美しい山・川・海を有するわたくしたち光市民は、その恵みに感謝し、自然を敬愛し、自然の摂理にかなった、快適でうるおいとやすらぎのあるまちづくり、ふるさとづくりを進めることを、ここに宣言します。

- 1 自然の偉大さ、やさしさ、きびしさを知り、自然に学びふれあい、豊かな心を育みます
- 2 美しい緑、清らかな水、さわやかな空気のもと、ふるさとのかけがえのない自然を創意と工夫をもって守ります
- 3 自然を敬愛する心を養い、はかりしれない自然の恵みに感謝します

平成18年3月23日

山口県光市

平成19年4月1日施行

光市環境基本条例（抜粋）

（前文）

私たちのまち光市は、白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸、清らかな流れの島田川、緑豊かな峨嵋山樹林・石城山などの美しい自然に囲まれた都市である。

私たちは、恵まれた自然環境の恩恵を受けるとともに、古来、先人の努力により守られてきた森・川・海の調和に富んだ自然を活かした文化と産業を受け継ぎ、まちを発展させてきた。

今日、飛躍的に発達した科学技術と社会経済活動に伴い、私たちの生活は物質的に豊かで便利になったが、日常生活や事業活動から生じる環境への負荷は増大し、地域だけでなく、地球環境にまで影響を与えるようになった。

限りある地球環境にかけられる負荷には限界があり、環境問題の解決のためには、社会の在り方そのものを見直さなければならない。今こそ私たちは、自然を敬愛し、自然と人との共生を図り、将来の世代に良好な環境を引き継ぐため、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築していかなければならない。

このような認識のもと、光市民憲章の精神にのっとり、市、市民及び事業者が一体となって互いの協働により、光市及び地球の環境の保全、創造及び再生を推進し、潤いとやすらぎに満ちた環境自治体「光市」を実現するため、この条例を定める。

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、自然の復元力に限界があることを認識し、自然と人との共生を目指して行わなければならない。

2 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に必要な不可欠であることを認識し、良好な環境を将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

3 環境の保全等は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の実現を目指して市、市民及び事業者がそれぞれの責務に応じた役割分担と参加、協働のもと、自主的かつ積極的に行わなければならない。

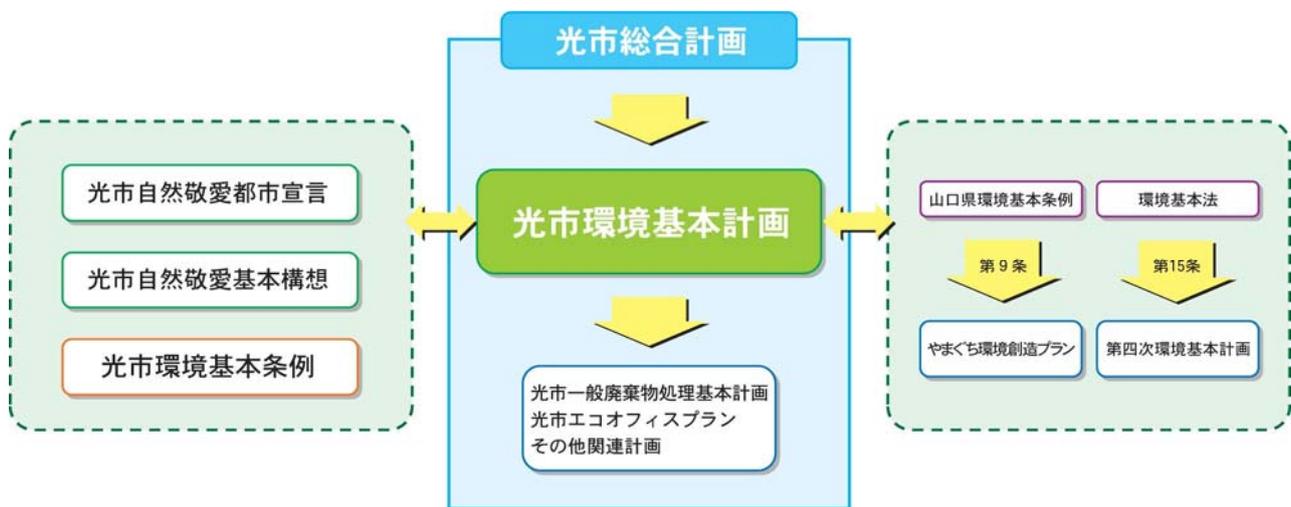
4 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることにかんがみ、事業活動、日常生活等のすべてにおいて、着実かつ積極的に推進されなければならない。

3 計画の位置付け

本計画は、光市環境基本条例第8条第1項に基づき策定するもので、国や県の関係法令・条例及び計画を踏まえるとともに、光市総合計画の環境政策に係る分野別計画として策定するもので、本市における環境行政の最も基本となる計画となります。

このため、策定にあたっては、光市総合計画、光市自然敬愛都市宣言、光市自然敬愛基本構想及び光市環境基本条例の理念を踏まえて策定します。また、本市が策定する環境に関する個別の計画については、本計画との整合を図ります。

さらに、本計画は、環境の保全と創造に関する施策を、長期的な観点から総合的かつ計画的に推進するためのもので、市はもとより市民や事業者の環境面に関わる指針となるものです。



4 計画の期間

本計画は、平成25年度を初年度とし、平成34年度を目標年度とする10年計画です。ただし、本計画の行動計画であるリーディングプロジェクトについては、5年を目途に見直しを行います。

なお、環境問題や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

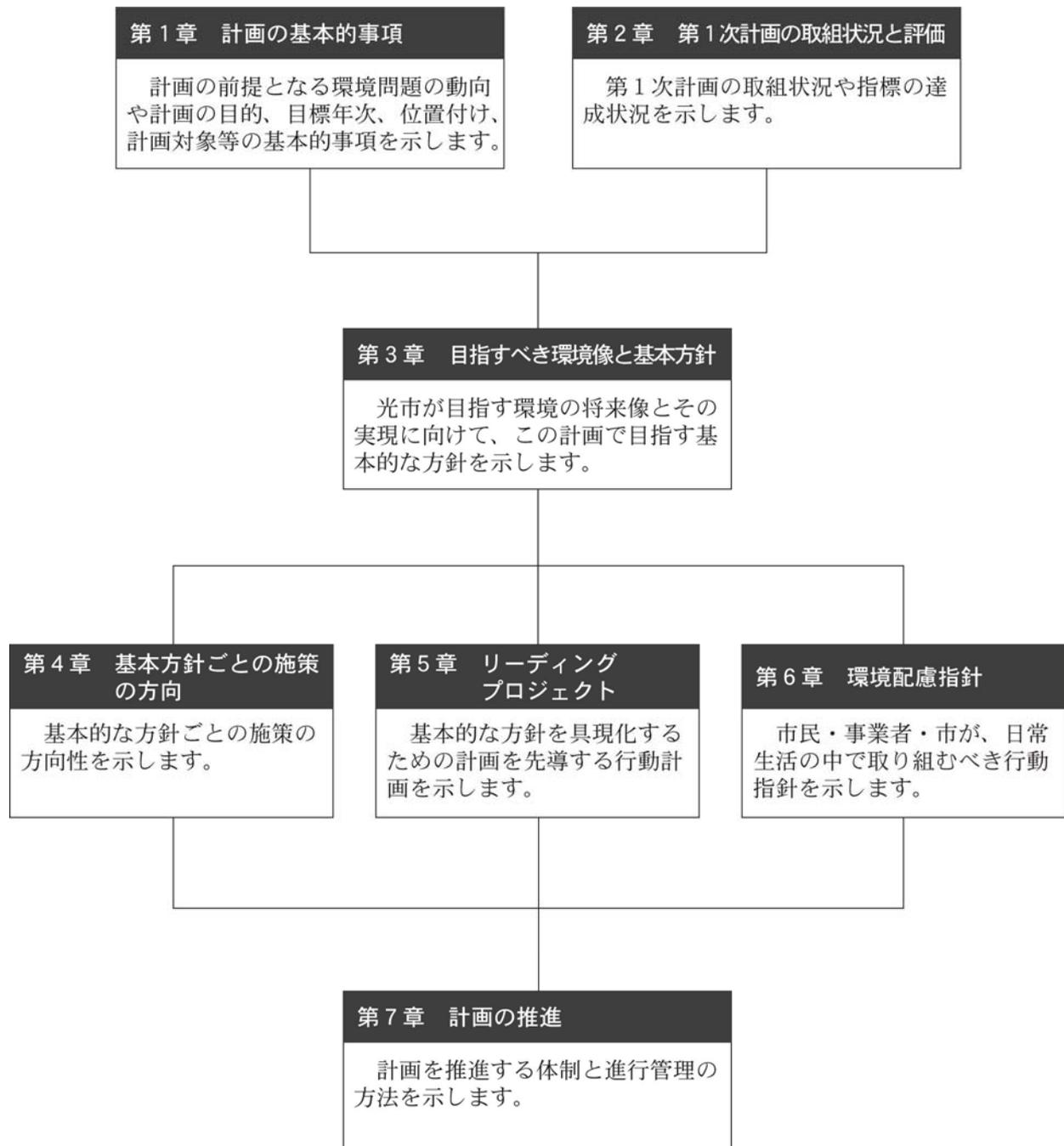
5 計画の対象となる主体及び範囲

本計画の対象となる主体は、市民・事業者・市です。市民には、NPO等の市民団体、本市への通勤・通学者、滞在者及び通過者も含まれます。

また、自然環境、文化環境など、日常生活の環境から地球規模の環境まで全ての範囲を対象とします。

6 計画の構成

本計画の構成は次のとおりとしています。





【市の木 クロマツ】

瀬戸内海国立公園に位置する室積・虹ヶ浜海岸は、「快水浴場百選」「日本の白砂青松 100 選」などに選ばれた美しい海岸です。

詩人、野口雨情は「虹の松原 室積かけて 三十六瀬の 灘をゆく 海は青いし 渚は白し 三里松原 片並木」と、海岸沿いの情景を詠んでいます。